

人 3 第 1 1 0 8 号
8 . 3 . 6
改正 防人計第 3 5 4 号
1 9 . 1 . 9

長 官 官 房 長
施 設 等 機 関 の 長
陸 上 幕 僚 長
海 上 幕 僚 長
航 空 幕 僚 長 殿
統 合 幕 僚 会 議 議 長
技 術 研 究 本 部 長
調 達 実 施 本 部 長
防 衛 施 設 庁 長 官

人 事 局 長

国際機関等に派遣される防衛省職員の処遇等に関する
法律（平成 7 年法律第 1 2 2 号）第 6 条第 3 項の運用
について（通知）

標記について、下記のとおり定められたので、通知する。

記

補償を受けるべき者が派遣先の機関等から同一の事由について補償を受けた場合は、これを第三者から受けた損害賠償とみなして、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和 2 7 年法律第 2 6 6 号）第 2 7 条第 1 項において準用する国家公務員災害補償法（昭和 2 6 年法律第 1 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定の例により取り扱うものとする。ただし、これにより難しい場合は、その都度、人事教育局長に協議して取り扱いを定めるものとする。